

岡山労働局発表  
平成30年1月29日(月)

岡山労働局職業安定部職業対策課  
担当： 職業対策課長 河本 清美  
職業対策課長補佐 定岡 徹  
地方障害者雇用担当官 久成 康博  
電話： 086-801-5108

## 平成30年4月1日から

### ～ 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります ～

「障害者が地域の一員として共に暮らし、ともに働く」ことを当たり前にするため、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、法定雇用率の算定基礎の対象に、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が追加され、あわせて法定雇用率も引き上げられます。

さらに、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります。

### ポ イ ン ト

#### 1. 【法定雇用率が、平成30年4月1日から以下になります】

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<u>2.4%</u>

#### 2. 【平成33年3月31日までは、更に0.1%引上げになります】

平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。

(国等の機関も同様に0.1%引上げになります)

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

#### 3. 【精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります】

精神障害者である短時間労働者※であって、雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方かつ、平成35年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、対象者1人につき0.5人を1人とみなすこととなります。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。